

〔法第十五条の二の三、法第十五条の二の四〕

作成日：令和2年5月30日

産業廃棄物処理施設維持管理記録簿〔焼却〕(令和2年4月度)

対象期間：令和2年 4月 1日 ~ 令和2年 4月 30日

焼却した産業廃棄物の種類及び数量〔規一二条の七の二-イ、規一二条の七の五-イ〕

種類	数量(単位)
産業廃棄物 燃え殻	(/月)
汚泥	(t /月)
廃油	0.69 (t /月)
廃酸	(/月)
廃アルカリ	(/月)
廃プラスチック類	73.18 (t /月)
紙くず	45.18 (t /月)
木くず	68.95 (t /月)
繊維くず	19.92 (t /月)
動植物性残さ	(t /月)
動物系固形不要物	(/月)
ゴムくず	0.1 (t /月)
金属くず	(/月)
ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	(/月)
鉛さい	(/月)
がれき類	(/月)
動物のふん尿	(/月)
動物の死体	(/月)
ばいじん	(/月)
処分するために処理したもの (13号廃棄物)	(/月)
特別管理 産業廃棄物 燃えやすい廃油	(/月)
pH2.0以下の廃酸	(/月)
pH12.5以上の廃アルカリ	(/月)
感染性産業廃棄物	(/月)
その他()	(/月)
その他()	(/月)

燃焼ガス及び排ガスの測定の実施状況と措置(連続測定)〔規十二条の七の二-ロ、規十二条の七の五-ロ〕

	燃焼ガス温度	集塵器流入ガス温度	排ガス中の一酸化炭素濃度	焼成炉温度 ^{※4}
測定位置	別紙1の通り ^{※1}	別紙1の通り ^{※1}	別紙1の通り ^{※1}	別紙1の通り ^{※1}
測定結果が得られた日	令和 2年4月30日	令和 2年4月30日	令和 年 月 日	令和 年 月 日
測定結果	787.35	145.7		別紙2の通り ^{※2}

ばいじんの除去の実施状況と措置〔規一二条の七の五-ハ〕

	冷却設備	排ガス処理設備
ばいじんの除去を行った日	令和 2年 4月 5日	令和 2年 4月 1日~30日

排ガスの測定結果〔規十二条の七の二-ニ、規十二条の七の五-ニ〕

	6月に1回以上	1年に1回以上
採取位置	別紙1の通り ^{※1}	別紙1の通り ^{※1}
採取した年月日	令和 1年 11月 14日	令和 2年 1月 24日
測定結果が得られた日	令和 1年 11月 26日	令和 2年 2月 5日
ダイオキシン類 ^{※3}		1.4
ばい煙量又はばい煙濃度 ^{※3}	硫黄酸化物 10未満 (ppm) ^{※5} 0.001未満 (g/m³) ^{※5}	
	塩化水素 17 (mg/m³) ^{※5}	
	窒素酸化物 34 (ppm) ^{※5}	

※1 焼却施設のフロー図に明示すること。

※2 連続記録紙を添付すること。※3 計量証明書を添付しても良い。※4 ばいじん又は焼却灰の焼成を行う場合。※5 単位を記入すること。

公益社団法人全国産業廃棄物連合会 中間処理部会作成(2011年5月)